

過去問プラス^{PLUS} 憲法 No. 3

裁判所職員 2016

難易度 ★★

頻出度 ★★★



参考項目 憲法ザ・ベスト プラス #22 #23

問題

国会の権能及び議員の地位に関する次のア～オの記述のうち、適切なもののみを全て挙げているものはどれか。

- ア 憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、内閣総理大臣がこれを発議し、国民に提案して、その承認を経なければならない。
- イ 憲法上認められている国会の権能としては、条約承認権、内閣総理大臣の指名権、予算議決権、弾劾裁判所の設置などが挙げられる。
- ウ 両議院の議員は、国会の会期中逮捕されないが、院外における現行犯罪の場合や、所属する議院の許諾がある場合は、逮捕が認められる。
- エ 衆議院が解散された場合であっても、参議院は解散せず、衆議院の総選挙後新たに国会が召集されるまで国会の機能を代行することになるが、その後、新たに召集された国会において承認されなくても、参議院が代行した行為の効力は否定されない。
- オ 衆議院又は参議院の比例代表選出議員は、当選後、自己の所属する政党以外の政党で、当該選挙における名簿届出政党に所属するに至った場合でも、議員資格を喪失しない。

- 1. ア、ウ
- 2. イ、ウ
- 3. イ、オ
- 4. エ、オ
- 5. ア、エ

正解 2

本問は、国会の権能と国会議員の地位に関する知識を問う問題です。概ね基本知識で対応できるのですが、肢オだけは応用知識になります。ただ、政治学や教養試験の社会科学などでもたびたび問われている知識なので、今回を機に一度インプットしてみてください。

過去問プラス 憲法 No. 3

解説

- ア. 適切でない。憲法改正は、国会が発議する（憲法 96 条 1 項）。これは基本中の基本であろう。
- イ. 適切である。それぞれ、条約の承認権（61 条、73 条 3 号）、内閣総理大臣の指名（67 条）、予算議決権（60 条、85 条）、弾劾裁判所の設置（64 条）は国会の権能として規定されている。
- ウ. 適切である。本肢のように、各議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、会期中その院の許諾がなければ逮捕されない（国会法 33 条）。つまり、会期中逮捕されるケースとしては、①院外における現行犯罪の場合、②所属する議院の許諾がある場合の 2 つがある。
- エ. 適切でない。衆議院が解散された場合には、参議院も同時に閉会する（54 条 2 項、解散するわけではない点は正しい）。ただ、参議院の緊急集会において採られた措置は、次の国会の開会の後 10 日以内に、衆議院の同意がない場合には、将来に向かってその効力を失う（54 条 3 項）。
- オ. 適切でない。比例代表選出議員は、当選後、自己の所属する政党以外の政党で、当該選挙における名簿届出政党に所属するに至った場合には、議員資格を喪失する。比例代表選挙は政党中心の選挙であるため、当選時の所属政党を離党し、他の名簿届出政党に所属するに至ったときには国民の信頼を失うと考えるのである。